北海道SDGs推進人材バンク FAQ (登録者の活用を検討される皆様向け)

I 運営の趣旨について

Q1 人材バンクとはどのようなものか

道内の多様な主体の皆様のSDGsへの理解を促進し、日々の活動等にSDGsの要素を反映していくことができるよう、SDGsに関する知見を有しSDGs推進に対する支援を行える人材と道内の多様な主体のマッチングを図り、道内の様々な地域や分野でSDGsの推進が図られることを目的としております。

Q2 人材バンク運営のねらいは何か

道内のSDGsに関する関心は高まりつつあるものの、広範にわたる課題に総合的に対応していく必要があり、「ジブンゴト化が難しい」「何にどう取り組めばいいかわからない」という声が多いのが現状で、SDGsの推進には専門的知見を有する者の支援が重要です。

「誰に頼めばいいか分からない」という声も多く寄せられていますが、SDG s に知見を有する人材については国家資格などもないため、第三者に対する支援活動を行った実績を有し道内で支援活動を行う意思のある人材をリスト化して広く紹介することで、支援を希望する者と支援を行える人材のマッチングを図ろうとするものです。

Ⅱ 人材バンクの登録基準について

Q3 どのような人材が登録されているのか

人材バンクは道内の多様な主体の皆様の活動を支援していだだける人材を紹介しようとするものであり、人材バンクへの登録は、SDGsの普及啓発や業務へのSDGsの要素の反映など、第三者に対する支援活動の実績を有する方のうち、道内の各主体からの求めに応じて支援を行うことを希望される方を登録対象としております。

Q4 人材バンクに登録された人材は特別な資格等を所持しているのか

人材バンクに登録されている人材は、第三者に対する支援活動の実績を有する方としており、資格等の有無を登録の要件とはしていませんが、SDGsの推進に関係すると思われる資格等を所持している場合は登録リストに掲載しておりますので、支援人材選定の際の参考としてください。

Q5 登録されるために必要な実績とは

登録の要件となる支援活動の実績とは、第三者に対するSDGsの普及啓発や業務への適用などについてアドバイス、指導などを行った活動としています。なお、道内で支援活動を行っていただける方を登録していますが、その活動実績は道内外の活動を含みます。

実績の具体事例としては、普及啓発は、セミナーの講師(基調講演等)やパネルディスカッションのパネラー、ワークショップのファシリテーターなどを、業務への要素の反映としては、市町村などが設置する有識者会議等の構成員、企業等が策定する業務計画の策定支援、などを想定しています。

Ⅲ 活用の手続きについて

Q6 人材リストはどのように確認できるのか

道のホームページに「北海道 SDGs 推進人材バンク 登録リスト (別記様式 2)」として公開しております。登録リストには支援人材の登録情報のうち、個人情報を除いた情報 (氏名・所属先・所属先 URL・専門分野・資格等・支援可能な内容・支援活動の実績・対応可能地域・活動の拠点・謝金の有無・その他 (自己 PR 等))を公開しています。

なお、人材活用について具体的な相談や申込をいただいた場合は、道から登録者に意向確認を行い、承諾を得られた場合のみ、申込者に登録者の連絡先(所在地・住所、電話番号、等)が記載された情報を提供することとしております。

Q7 登録人材の紹介を受けるにはどうすればよいか

道のホームページに掲載されている「北海道 SDGs 推進人材バンク 登録リスト (別記様式 2)」をご覧いただき、紹介を希望する支援人材を選択していただき、同ホームページにあります「北海道 SDGs 推進人材バンク 活用申込書 (別記様式 4)」に必要な事項を記入の上、郵送・FAX・メールまたは持参により道に提出してください。道から当該者にご要望の件について連絡し、本人の同意を得た上で当該者の連絡先を含む情報を提供いたしますので、直接登録者に連絡し、具体的な活動内容や活動条件、経費負担等について協議してください。

なお、登録者との協議を行ったあとには、「北海道 SDGs 推進人材バンク 協議結果等報告書(別記様式5)」により、速やかに道にご報告をお願いします。

Q8 どの人を選んだらいいのか、よくわからない

道のホームページに掲載されている「北海道 SDGs 推進人材バンク 登録リスト (別記様式 2)」には、その人がこれまで行ってきた SDG s 推進支援の活動実績や、SDG s 推進において参考となる資格 (国家資格、民間資格含む) などが掲載されています。また、SDG s 全般に対するレクチャーや、SDG s を自らの取組に反映するのに効果的なワークショップの運営など、SDG s 推進に支援可能な活動内容なども掲載されていますので、こうした情報を参考としながら、取り組まれようとする内容に適合すると思われる人材を選定してください。

また、事前にその人材と打合せを行い、活動内容についてすりあわせ、双方が合意した上で、実際の活動を行っていただくよう、お願いします。

なお、支援人材側の事情によっては、ご希望の時期・場所での支援活動ができないケースもある かと思われますが、ご容赦いただけますよう、よろしくお願いします。

Ⅳ 支援事業の実施について

Q9 登録された人材の支援内容は道が保証・推奨するものという判断でいいか

人材バンクは道内におけるSDGsの推進のため、多様な主体の皆様の様々なニーズに応えるべく多様な支援人材とのマッチングの機会を提供しようとするものであり、人材バンクへの登録にあたっては、特に道による審査などは無く、支援活動の実績を有する者の自己申告による登録内容をそのまま紹介しようとするものであり、登録は道による資格等の付与や、その活動内容を道が推奨することを意味するものではありません。

支援活動の実施にあっては、登録リストに記載している各人材の活動実績などを参照のうえ人材 を選定していただき、また、支援を受けようとする内容や登録人材の行う支援内容を事前に確認し ていただき、双方合意の上で支援活動を開始していただけますようお願いします。

Q10 支援を実施する際、登録人材と支援を受ける者でどのような協議を行うべきか

人材バンクにより紹介を受けた場合は、支援を受ける者が希望する活動に係る内容や活動日時(期間)、活動場所、謝金の有無、旅費やその他活動に必要な経費の負担、経費の支払方法などについて 双方で協議・確認していただいた上で、支援活動を行うかどうか決定してください。

Q11 支援を実施する際の報酬や必要経費はどのようか

登録者の活動に係る経費(旅費(日当・宿泊料を含む)や報償費、その他活動に必要な経費)については、原則として支援を求める者に負担していただくこととしております。支援活動に係る経費の負担(報償費の有無)及び支払い方法等については、事前に双方で確認していただいた上で、支援活動を開始していただけますようお願いします。

Q12 紹介を受けた場合に紹介料を支払うなど、人材バンクの活用で手数料は徴収するのか

人材バンクの活用について、登録する場合も、紹介を受け支援を受ける場合も、道に手数料等を 支払う必要はありません。

Q13 登録人材を活用するにあたっての補助制度は無いか

本制度の活用により生じる登録者の活動に係る経費を直接支援する制度はありませんが、道内の多様な主体による SDGs 推進の取り組みについては、次のような助成制度の活用も想定されます。具体的にはそれぞれの担当部署にご照会ください。

○地域づくり総合交付金(北海道)

個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、道(総合振興局長・振興局長)が交付金を交付する事業。詳しくは各振興局の地域政策課にご相談ください。

○中小企業の経営革新等に関する専門家の活用支援制度

道内中小企業者の経営革新及び創業並びに経営資源の確保・強化に関する事業活動を総合的に支援することにより、中小企業の振興発展に寄与することを目的としている(公財)北海道中小企業総合支援センターなどでは、専門家を活用した中小企業の経営支援を行う各種メニューを用意しています。

(公財) 北海道中小企業総合支援センター

https://www.hsc.or.jp/consul_cat/expert/